

命を守る 3つのキーワード

東日本大震災から丸8年が経過しようとしています。時間の経過とともに、防災への意識が薄らいでいませんか。防災と減災に対する3つの言葉をキーワードに、万が一への対策を考えてみましょう。

防災安全課危機防災担当 ☎ 23-5144



平成30年度大崎市総合防災訓練での救助救出訓練

近年、地震や土砂災害、水害など、これまで経験したことのないような災害が全国各地で多発しています。

平成30年北海道胆振東部地震では、地震の影響で大規模な土砂崩れが発生。崩壊面積は、明治以降に発生した土砂崩れで最大規模を観測し、多くの人の命が奪われました。

大災害が起きたとき、「まさか自分が被災するとは」と感じたり、そのような声を耳にしたことはありませんか。大規模化・多様化する災害は、もはや「想定外」では済まされず、「いつかは自分も経験する」ととらえる必要があります。

万が一のとき、自分一人の力では解決できない

いことがたくさん起こります。防災・減災には、「自助・共助・公助」による日頃の備えが重要です。この3つをキーワードに、行政・地域・住民それぞれができることを理解し、日頃から備えてこそ、いざというときに連携して役割を全うできます。

実際に市内では、東日本大震災で甚大な被害を受けたとき、「家具の下敷きになって身動きが取れない」「高齢のため一人では避難できない」などの救助事案が多発しました。消防隊などが困難なとき、そのような人を助けたのは、地域や隣近所の人たちでした。災害が甚大になるほ

ど、「公助」としての行政の手は、広範囲の地域に届きにくくなります。そのようなとき、地域の人の「共助の力」が人の命を助け、心の支えや勇気を与えたことを、市内の

実例が証明しています。毎年3月には、震災の記憶がよみがえります。この時期だからこそ、「自助・共助・公助」と日頃の備えを考え直してみよう。

<b>自助</b>	<p>自分の命は自分で守る 自覚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の危険個所の確認</li> <li>▶ 避難場所と避難経路の確認</li> <li>▶ 災害情報の入手先の確認</li> <li>▶ 避難するタイミングを決める</li> </ul>
<b>共助</b>	<p>地域・近所で築く防災の絆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自主防災組織による避難訓練などへの参加</li> <li>▶ 地域の災害弱者への声掛け</li> <li>▶ 地域の安全点検</li> </ul>
<b>公助</b>	<p>行政機関による防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大崎市地域防災計画の策定、ハザードマップの策定・普及など</li> </ul>

地域は自分たちで守る

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための活動を目的に結成された組織です。平成30年8月時点で、市内の行政区すべてに自主防災組織が結成されています。

自主防災組織では、災害に備えてさまざまな防災活動を行っています。地域の危険個所の確認や地域住民の安否確認、防災訓練などがその活動の一部です。

それぞれの活動が、いざというとき、高齢者や障がい者など地域で配慮すべき人への声掛けや避難所の運営などに役立ち、団結して災害を乗り越える要となります。

現代社会では、ライフスタイルの変化などにより、地域の人たちのつながりが希薄になっています。地域のコミュニ



ティづくりは、防災だけでなく防犯にも役立ちます。各自主防災組織で実施する防災訓練などはもちろん、他の地域行事にもぜひ参加し、一緒に地域を守っていきましょう。

市では、地区の防災訓練に、講話や実技指導の講師として防災士を派遣し、活動を支援しています。派遣を希望する場合は、防災安全課(☎23-5144)までお問い合わせください。



日頃の備え、声掛けで地域を守る

西荒井北区自主防災組織 大場 勝好さん

西荒井北区では、地区内の防災意識を高めようと、毎年7月末に工夫を凝らした内容の自主防災訓練を開催しています。昨年は「サバメシ訓練」で、空の牛乳パックを刻んで燃料にして、空き缶でご飯を炊く訓練をしました。

この地域には「西荒井青年消防組」という防災組織が大正時代から続いており、昔から防災に対する意識が高い地域です。自主防災組織でも役割分担表を作成し、災害時に誰が何をするか、すぐ行動できるように日頃から備えています。

また、班長さんをお願いして、独居老人などの見守り、声掛けを特に積極的に行っています。これからも地域で団結して、災害に備えていきたいです。

平成31年3月26日(火) 8時30分 仮運用開始

大崎広域消防本部・古川消防署庁舎が **移転** します

新住所：大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 (古川警察署向かい)

古川千手寺町地区に建設中の大崎地域広域行政事務組合消防本部・古川消防署庁舎が完成見込みとなり、3月26日(火)8時30分から新庁舎で業務を開始します。

移転に伴う現在地(古川北町三丁目)からの引越し作業は、業務を継続しながら行います。出勤要請や災害対応に支障をきたさないよう、万全の体制で執り行います。

引越し作業日：3月14日(木)・25日(月)

※運用開始(本運用開始)日時は、4月1日(月)8時30分ですが、業務は3月26日(火)8時30分から開始します。

大崎地域広域行政事務組合消防本部 管理課移転準備室 ☎ 22-9203



▲大崎地域行政事務組合消防本部・古川消防署の新庁舎(2月14日撮影)